

昭和40年度平城宮出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

昭和40年度の平城宮跡発掘調査は、第25次から第32次までの各地域で行ない、それぞれ第25次1点、第27次4点、第28次79点、第32次619点、合計703点の木簡を検出した。これに前年度までのものを加えると、平城宮木簡は総計4582点となる。以下には、第27・28・32次調査から出土した主な木簡について概要を報告する。

第27次調査は、第一次内裏と想定した地域での土壙SK3730から物品付札「角俣」を含む4点の木簡を発見した。ほかの3点はいずれも判読できないものである。

第28次調査は、第一次内裏と想定した地域の西側にあたるところである。この地域の南北溝SD3825からは養老、天平の紀年銘をもつた貢進付札を含む79点の木簡を発見した。(表)「左衛士府□」裏「宜相替国□」は左衛士府から出された命令であろう。これと関連して「大志」という衛府の第四等官を示す木簡もある。貢進付札としては

「参河国播豆郡柘嶋海部供奉」(去カ)
「天平十八年十一月料御贄佐米臚六斤」(別表)

がある。(第1図)これは参河国柘島(現在佐久島)から貢進された佐米の乾魚に付したものである。これを、第13次調査のSK820土壙から30点余り一括して出土した参河国篠島・柘島のものと比較してみると、SK820土壙出土のものにはほとんど紀年銘がなく、また漁獲期と一致して五、六、七、八月に集中した月料となつている。ところが、これは漁獲期からはずれるのか十一月料となり、しかも臚という加工品の乾魚である点は注目してよい。なお、貢進地不明の堅魚に付した木簡で、「養老七年九月」という紀年銘をもつものがある。

第32次発掘調査は宮城東南隅と二条大路、東一坊大路の交わる地域で行なつた。この地域から出土した木簡は総数619点で、その出土個所は宮城南面の外堀SD1250、南北溝SD3410、宮城東面外堀SD4080、東一坊大路の東側溝SD3911などである。このうち大部分のものはSD1250、SD3410、SD4090に集中して発見された。南に低く傾斜をなしたSD3410の流れはSD1250に注ぎ合流してSD4090に流れ



第1図

込み、東一坊大路の西側溝を流れる。これら3条の溝のうち木簡が集
中していた箇所は溝の合流点やSD4030に架せられたSX4020の地点
で、水が淀んだり、また木製品を含む有機物の推積が比較的多くみら
れたところである。水の流れる行程を考えるならば、合流点や橋桁な
どの個所で発見された木簡が内容的に類似しているのは当然のことと
いわねばならない。以下、これらを一括して述べることにする。

さて、この地域から出土した木簡について、内容的な特徴をあげて
みると、(1)近衛、衛士、火頭の名辞がみられる衛府に關した文書があ
ること、つぎに、(2)鍛冶関係の官衛、工房でとり交わされたと考えら
れる文書があること、これはフイゴや金属製品などの出土遺物の状況
とも一致する事実である。このほか、(3)前述の文書類には属さない請
求、支給文書や付札があること、の三点にまとめられる。これらの木
簡の時期については、紀年銘として貢進付札の「宝亀五年」および文
書風木簡の「宝亀六年」があること、また、近衛と記載されたものが
あるので当然近衛府が設置された天平神護元年以後のものであること
などから奈良時代末期のものと言える。

以下では、これらの三つの特徴について、多少詳しく述べること
にしよう。

まず、(1)衛府に關係した記載をもつ木簡から述べよう。

「焼炭一人 将監紀朝臣曹司一人」(第2図)

将監とは中衛府、授刀衛、近衛府の第三等官にあたる。前述したよ

うに、この地域から出土した木簡は奈良時代末期のものと考えること
ができるので、続日本紀に限ってこれについてみると、近衛将監紀朝
臣船守の名がみられる。おそらく将監紀朝臣は紀朝臣船守をさすので
あろう。彼の将監在任の時期は神護景雲三年三月から宝亀元年八月ま
でと、宝亀二年閏三月から同六年九月までの間である。この木簡は断
片ではあるが、近衛将監の曹司(詰所)に使役する炭焼夫の割付けで
はないかと考えられる。このほか衛府に關連した官職名として「大尉
」がある。

つぎに、近衛らに支給する食料を書きあげたものがある。

「	阿倍枚万呂八	丸部駿河万呂一升二	〇〇〇八
	秦已知万呂八	乃秋	一升二
	〇〇真〇八	山口	〇〇〇
	〇〇真立八	山口広浜	〇〇〇
	額田〇勝八	水取継成	八
	〇〇〇四	茨田弥継	八
			〇〇〇

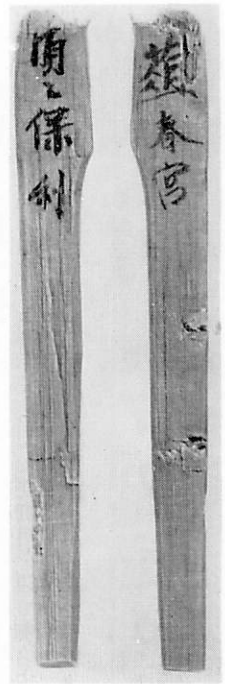
これは完全な形ではないので詳しく知り得ないが、全体を幾段にも分
け各段ごとに数名の姓名、支給額を列記し、その合計を一段ごとに記
載したものと考えられる。各個人の支給額は「5升、0.8升、0.6升、0.4
升」と差があるが、これは日ごとの支給額であろう。簡のほとん中央部に、
「近衛」と記していることからすると、書き上げられたすべての者が近
衛であるかどうか確かでない。これと内容の類似した断片が他にも十
数点ほどあるが、中には表裏両面に記載されたものもある。

また、つぎのような文書があ



第2図

る。



第3図

ついで述べよう。

(表)「間食一升 鍛冶相作料」 (裏)「廿日大市」 (第3図)

これは、はげしい労働に従事する鍛冶関係者に間食を支給したものである。また、

(表)「二升 主工署四升」 (裏)「月廿五日」

と記載されたものがあるが、これはおそらく主工署の食料に関係した文書と考えられる。主工署は春宮坊の被管で木工を構作したり、銅鉄などの雑作をつかさどる官司である。前の鍛冶相作料の間食といふ、主工署といふいづれも鍛冶関係者の食料に関したものと考えることができる。また、出土遺物としてフイゴの破片、金属製品、「主工」と記された墨書土器の破片などがあることを考えあわせるなら、鍛冶関係の官衙か工房が附近にあつたことが推測されるのである。しかし、木簡の発見個所が溝である点からすると、直ちに発掘地域内に狭く限定して鍛冶関係の官衙ないし工房を求めることは危険である。前述の東面内掘 S D3410 から S D1250 へ流れて東面外掘に注ぐという流路を考えて、これらの溝の周辺の地域に広範囲に求めるのが妥当であろう。



第4図

火頭若倭マ足嶋 額田マ庸□
 (表) 葛木生 大部□足 衛士 額田マ小国
 衛□□下部嶋□ (尾カ)
 (裏) 津守生火頭中臣広成 生マ□人
 衛□宅マ□万呂 (土カ) (息カ)
 石マ宇人

こゝには宮門の警衛、その他の雑役にしたがつた衛士・火頭の名がみえる。これは、葛木、津守のもとに配属された衛士・火頭の五名からなる集団をあらわしており、実際の勤務の割りふり札と考えられる。額田部庸□には合点がつけられているので、あるいは上番の有無をも記載しているのであろうか。また衛府とは直接関係があるかどうか不明であるが、「夕尾張榎長」とあつて上日(夜勤)を記し、これに合点をつけたものもある。このほかには(表)「進送従料三斗一升二合□□日飯六升充」(裏)「少尉殿料 六月廿八日□□」として食料を支給した文書がある。なお、土師器に習書で位階といつしよに「近衛大将」と墨書したものが発見されている。

つぎに、(2)鍛冶関係の官衙、工房の存在を推定させる内容の木簡に



第5図

このほか、(3)文書風木簡について述べよう。

(表)「拔柱九枝見役十一人
未到 若麻統」 土師益人以上□□ 左衛士□□乙麻呂

(裏)「六月廿三日広井常石

これは、木簡の表裏に習書がみられるが、意味するところは柱を抜き取るため実役に駆使した十一人と未到で実際の労働に従事しなかつた者を書きあげた報告である。請求・支給文書としてはつぎのものをあげることができる。

「人給所請 鰯肆拾隻 海藻湯料

四月十五日巨勢マ諸成」

これは人々に給う料(人給)として鰯四十隻を請求したものである。

(表)「□□□□ 宿□□□□三人 未選水宿彌宮継
侍官人カ 物部忍人」

(裏)「廿七屯人別九屯

十月九二日永宮継

これは未選の宿侍(宿衛)の舍人氷宮継らの3人分の綿27屯を氷宮継自身が請求したものである。また、文書の内容はわからないが、(表)「七月料要劇銭五貫五百□□」(裏)「後府□□」という記載をもつ断簡がある。要劇銭は養老三年以後、劇官をえらんで要劇料を銭で支給する建前となっていたが、支給例としては正倉院文書に4例あるにすぎない



第6図



第7図

ので貴重な史料といえる。たゞ断片であるので全体の意は不明であるが、要劇料が月単位に銭で支給されていたことは確かである。また、前に主工署についてはふれたが、同じ春宮坊の被管である主漿署の請求文書がある。(表)「主漿署請□□」(裏)「□□請如件」。主漿署とは饘粥

、漿水、菓子類を掌る官司である。さらに物品付札(表)「須・保利」(裏)「蕙春宮」に春宮の名がみられ、また、造東大寺司の官人を召喚したと考えられるものもある。

このほか注目すべきものに宣命体で書かれた木簡が2点ある。

「訴苦在□逃□□夜老時幸不怠而大尔念訴」

而上下乃諸、尊人及小子等至流麻(乎カ)諸、乃天地乃慈」

「申然而己身者今間天地乃慈悲□□」(第7図)

これらはいずれも国文学の資料として貴重なものと思われる。

最後に、貢進付札と考えられるものは出土点数が以外に少ない。その中で、宝龜五年の紀年銘をもつ紀伊国日高郡から貢進された調塩に付けられたものがある。また、(表)「□□広岡郷庸米五斗」(裏)「部酒人」にみえる庸米は木簡では初めてのものである。この広岡郷は和名鈔では播磨・美作・武蔵にみえるが、このうち延喜式で規定された庸米輸納国は播磨・美作両国に限られる。(横田 拓実)